

取引相場のない株式等の評価（純資産価額方式における法人税額等相当額）

平成 23 年度の税制改正において法人税の税率が改正されたこと及び復興特別法人税が創設されたことに伴い、純資産価額方式における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定に用いる「法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」を 45%から 42%に改正した。

(評基通 186-2、明細書通達=改正)

1 従来 of 取扱い

取引相場のない株式等 を評価する場合の純資産価額方式は、次の算式により計算することとしている。

(算式)

$$\text{純資産価額} = \left[\text{総資産}^{\ast} \text{価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等に相当する金額} \right] \div \text{発行済株式数}$$

※ 相続税評価額による総資産価額

この場合の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、「相続税評価額による純資産価額」から「帳簿価額による純資産価額」を控除した残額に「法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」(以下「法人税率等の合計割合」という。)として「45%」を乗じて計算した金額としていた。

2 通達改正の概要等

(1) 法人税の税率の改正等の内容

平成 23 年度税制改正における法人税法の改正により法人税の税率が 30%から 25.5%に引き下げられるとともに、復興特別法人税（法人税額に対する 10%の付加税）が創設され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされた。

(2) 通達改正の概要

上記(1)のとおり、法人税の税率の引下げ及び復興特別法人税の創設により、「法人税率等の合計割合」の根拠となる税率等が変わることから、「法人税率等の合計割合」を「45%」から「42%」に改正することとした。

また、「法人税率等の合計割合」の算定根拠を明確にするため、本項本文の該当部分を「法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」から「法人税（復興特別法人税を含む。）、事業税（地方法人特別税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」に改正することとした。

「法人税率等の合計割合」の内訳

		税 率	根 拠 条 文	備 考
法人税	① 法人税	25.5%	法人税法 66①	
	② 復興特別法人税	2.55%	復興財源確保法 48	法人税額×10%
事業税	③ 事業税	5.3%	地方税法 72 の 24 の 7 ①三 地方法人特別税等暫定措置法 2	
	④ 地方法人特別税	4.293%	同上 地方法人特別税等暫定措置法 9	
⑤ 道府県民税		1.275%	地方税法 51①	法人税割の税率。 法人税額×5%
⑥ 市町村民税		3.1365%	地方税法 314 の 4 ①	法人税割の税率。 法人税額×12.3%
⑦ 合 計		42.0545% ≒ 42%		

(3) 明細書通達の改正

本改正に伴い、次の評価明細書における「評価差額に対する法人税額等相当額」欄について改正した。

- ・ 「第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書」
- ・ 「第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）」

(4) 適用時期

本改正は、平成24年4月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に適用する。